

平成 26 年度 第 3 回三条市子ども未来委員会会議録（概要）	
日 時	平成 26 年 8 月 29 日（金）午前 10 時～12 時 00 分
場 所	三条市役所栄庁舎 2 階 201 会議室
出席者	<p>検討委員：橋委員長、石黒副委員長、大谷委員、土田委員、野田委員、横堀委員、近藤委員、堀委員、宮島委員、藤島委員、田中委員、小嶋委員、清水委員</p> <p>欠席委員：高田委員、渡辺委員</p> <p>事務局：池浦教育部長、久住子育て支援課長、坂内課長補佐、片野センター長、樋口係長、小林係長、佐藤係長</p>
委 員 会 内 容	
橋委員長	<p>第 3 回子ども未来委員会を開催いたします。本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。先回は 7 月 25 日に開催いたしまして、新すまいる子どもプランの骨子と、子ども・子育て支援新制度に関わる基準条例の概要について御説明いただきました。なかなか理解するのが難しかったですが、引き続き御審議いただきたいと思います。今回は基準条例の具体的な内容とアンケート調査の結果による成果指標に対する目標達成状況の分析などについての説明を受けたあと、皆さんから御審議いただきたいと思います。委員会の終了時刻は 12 時を予定しておりますので、有意義な時間となりますよう御協力をお願いいたします。では、事務局から出席者の確認などをお願いします。</p>
坂内補佐	<p>本日の出席者数ですが、委員 15 名中 13 名の出席者数となっております。資料の確認をお願いいたします。次第と委員名簿裏面に座席表、資料 2 「(仮称)新すまいる子どもプラン」について、また、先にお送りいたしました「子ども・子育て支援新制度に係る基準条例等の内容について」と「すまいる子どもプラン」の冊子をお持ちいただくようお願いしてありましたが、皆さんお持ちいただきましたでしょうか。</p>
橋委員長	<p>では、議題に入ります前に、教育部長から挨拶をお願いします。</p>
池浦部長	<p>皆さん、改めましておはようございます。本日は暑い中、また本当にお忙しい中、第 3 回子ども未来委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今年度から条例設置した委員会の中で、子ども・子育て新法に関する各制度のあり方について、また、今後 5 年間を見据えた子ども・子育て支援のあり方について、しっかりとした視点で御議論いただきたいと思います。前は少々難しかったかもしれませんが、骨子概要について御説明させていただいたところです。今日からそれぞれ具体的な中身について御検討いただくこととなります。お気づきの点を遠慮なく御発言いただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
橋委員長	<p>では、議題に入らせていただきます。議題 1 子ども・子育て支援新制度に係る基準条例についてです。この議題の進め方ですが、内容としては条例が三つ</p>

<p>久住課長</p>	<p>と規則が一つと、項目が多くなっておりますので、事務局から一つずつ説明を受け、その都度皆さんから御意見をいただくという進め方をしたいと思えます。</p> <p>それでは、子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について御説明いただきます。</p> <p>資料1に従って御説明させていただくのですが、委員長からも説明がありましたが(1)から(4)までの三つの条例と一つの規則、これを今後各市で定めなければいけないということになります。今は児童福祉法によって、国で定められた基準で実施していますが、今後は三条市で条例を作ることになります。</p> <p>2ページ(1)についてです。家庭的保育事業については三条市で実施していませんが、今後実施することがあるかもしれないので、条例を作ることになっております。</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。条例自体を案として出すよりも、分かりやすい形で、盛り込まれている基準の項目を示させていただきました。</p> <p>まずは総則、家庭的保育事業等に何が含まれるのか、3ページを御覧ください。家庭的保育事業は無資格で、研修を受けた人が個人的に0歳～2歳の子を家庭等で預かるというものです。次に、「定員が6～19人の小規模保育事業、あとは事業内保育事業となります。企業の中で従業員向けに実施している保育を、地域の方にも受け入れを開放することで保育事業を行うというものです。</p> <p>あとは、ベビーシッター型の居宅訪問型保育事業。こういったことを全て盛り込んだ基準を定める条例を作るというものです。</p> <p>また、全体に係るものの基準が総則となります。資料の見方ですが、【参】は地域の事情によって参酌する基準、【従】は国が示すことに従って条例に必ず載せる基準となります。ただ、【参】も特殊な事情がない限り従うということになっております。</p> <p>内容ですが、秘密保持ですとか事業をする中で、当たり前のことも含めて項目一つ一つを議論していただくことは省かせていただき、心配なこと、御意見をいただきたい項目を網掛けにしました。皆さんと共有したい項目を中心に、御意見御質問等をいただき、他の条例もこの方法で進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>例えば、総則に関する基準は、食事、設備の基準、職員の配置基準は、どういふものを給食で提供するのか、面積はどうなのか、子ども一人に何人の保育士が必要かなどが保育事業の中では一番の要となります。生命、子どもの安全を確保するための場所、人、内容が中心となると考えています。皆さんに、この項目を中心に、御意見をいただきたいと思えます。</p> <p>それでは、3ページ、保育の従事者数と資格要件についてです。ここは従わなければならないものとなっています。それぞれに条例を作るように言われていますが、重要な項目は国に従うように定めています。その中で、資格要件は、</p>
-------------	---

従うべき基準で議論等はいたしません、皆さんにも知っていただきたくお示しいたしました。

家庭的保育事業での従事者は、家庭的保育者という名称とし、市長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有する者となっています。この「又は」ということが、家庭的保育の柔軟なところとなっております。補助者は研修を受けた者であればよいということです。家庭的保育事業は、3歳以上の幼児教育が必要になる前の0歳～2歳までの未満児保育です。とは言っても、職員数に基準があり、子ども3人に対して職員が1人、補助者がいる場合は子ども5人に対し職員2人となっております。

小規模保育事業も認可保育所と同じような基準となっております、有資格者のみとなっております。小規模保育事業といってもそれぞれの基準がありまして、認可保育所に近い運営の仕方をしている場合(A型)は有資格者のみで職員数も認可保育所と同じ基準となっております。それ以外ですと、従事者数と資格要件も家庭的保育事業に近い形となっております。

事業内保育所は、定員によって従事者数と資格要件が違ってきます。しかしながら、これも認可保育所とほぼ同等の基準となっております。居宅訪問型は家庭に訪問しますので、1対1で子どもを見るということになっています。

保育従事者数と資格要件は従わなければならない基準です。その上で、三条市が、それ以上設けるかどうかポイントだと思っています。国の定める基準が最低基準と考え、三条市の基準とさせていただければと思います。

次、4ページは食事の提供についてです。給食に関して、三条市は厳しい基準を設けており、訪問型以外は自園調理を原則としています。ただし、自園調理は、学校給食のように調理業務を委託することが可能ということです。国が定める基準である自園調理は現行の三条市の基準と同じですので、このまま三条市の基準としたいと思います。今現在保育所は、調理業務の委託はしていませんが、調理業務の全部委託及び連携施設からの搬入を可能としていることから、それも含めて、このまま国の基準を三条市の基準としたいと思います。

5ページの設備・面積基準は参酌する基準です。1人当たりの面積は細かく基準が設けられております。家庭的保育であっても、子ども1人に対して3.3㎡が必要ということですし、同一敷地内に適当な広さの庭、自由に体を動かして遊べる所が、2歳以上であれば1人当たり3.3㎡必要という基準が設けられているなど、家庭的保育から居宅訪問型まで基準が設けられています。

その他のところでも、消火器の設置、消火訓練等の実施が細かく条例に盛り込まれることになっています。参酌する基準となっているので、例えば、面積が3.2㎡だった場合は事業が実施できないのか、というところが面積に関する悩ましいところだと思います。3.3㎡が基準のところ1㎡しかなければ基準には当てはまらないことにはなりますが、3.2㎡の場合は、数cm足りないからできないという判断はしないという意味と解釈しています。条例では、「この規準を遵守するよう努めなければならない」という言葉で示し、遵守する方向で実施するということになります。この基準に従っての努力目標という文言にさせていただければと思います。

	<p>ここまでが保育を実施する中での一番のポイントとなる、給食、職員、設備の関係の基準となっております。</p>
橘委員長	<p>これですと、いままでの保育所の基準と似たものとなっているのでしょうか。1人当たり3.3㎡とか、そう大きくは変わらないのでしょうか。</p>
久住課長	<p>乳児は1.65㎡ですが、歩くようになると必要面積が広くなり、今の認可保育所の基準です。</p>
橘委員長	<p>保護者の方、保育に携わっている方、いかがでしょうか。</p>
久住課長	<p>一番違う点は、この次にお話しする特定教育・保育施設の基準が、いわゆる認可保育所や幼稚園のことになります。そこには今のような面積基準が全くないのです。といいますのは、認可保育所・幼稚園は絶対に遵守しなければならない規準だからです。先程の家庭的保育事業のように3.2㎡ではだめで、3.3㎡以上でなければだめなので、参酌するという問題ではないということです。</p> <p>ただ、家庭的保育でも認可保育所ほど厳しくはないけれども、同じような基準で努めてほしいということで盛り込むことになります。</p>
橘委員長	<p>認可が付くか付かないかで全然違うということですね。</p>
久住課長	<p>はい。全く違います。</p>
小嶋委員	<p>市の保育所が統廃合になっていきますが、民営化された方が新しくなり、市の保育所は古く、その中で面積等満たされていない施設はありますか。</p> <p>例えば、嵐南保育所は園庭など狭いですよね。以前はそれで認可されたのでしょうか、今の基準ではどうなのでしょう。代替地の案などあるのでしょうか。</p> <p>また、小規模保育事業や事業内保育事業は三条市に何か所あるのでしょうか。</p>
久住課長	<p>今、三条市では家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育の実施はありませんが、今後出てきた場合に、この基準を適用する為に条例を定めるものです。</p>
橘委員長	<p>一つもないのですね。</p>
久住課長	<p>はい。ただ、事業所内保育事業は病院内等を中心に5つあります。そこが、新制度に基づいて、企業内の従業員の子ども以外にも、一般の子どもを受け入れてもよいということですが、その事業所を一般に開放したときの基準を定めるということです。三条市の保育所・園の数などは、今度の計画の内容でお話しいたします。</p> <p>また、公立保育所の面積が満たされているのかということですが、狭いのですが、満たされています。面積、職員の配置等の基準を満たしているかを確認</p>

	<p>する監査があります。その基準を満たさないと、入所を決定できないということになっています。そのため、今、待機児童がいるわけです。面積の基準をオーバーして子どもを受け入れてはいけない、保育士の配置基準を満たしていなければ受け入れてはいけない、面積基準をクリアしていても保育士がいなければ子どもは受け入れられない、ということになります。保育士不足と面積がぎりぎりであり、特に3歳未満児の面積は基準を満たすことができず、待機児童が出ているということです。</p> <p>ただ、園庭は基準がありますが、代替地でもよいということになっています。近隣の公園、遊び場も含めてよいということになっていますので、認可されています。保育室、遊戯室に関しても複雑な規準がありますが、先程申しましたとおり、0.1㎡でも足りなければ認可されないというのが現状です。</p>
小嶋委員	園庭は代替地でも良いということが、初めて分かりました。
池浦部長	嵐南保育所については大きな課題だと思っています。雨が降ると水が上がるなどの問題もありますので、次のところでお話ししたいと思います。
久住課長	先回、皆さんから御要望いただいたアンケート結果の分析の中で、保育所不足の問題が挙っていますので、そこでも御説明したいと思います。
橘委員長	今お話いただいた事ですが、三条市では現在家庭的保育の実施はないけれども、条例としては作っておかなければならないということですね。設備、面積も入れなければならぬということですね。
堀委員	3ページの居宅訪問型保育事業はベビーシッターということでしたが、今年ベビーシッターの犯罪が報道されました。従事する職員のところ、市長が行う研修を終了した者は職員として認められるとありますが、この研修はどの程度のものでしょうか。
久住課長	<p>現在、ベビーシッターという国の制度ではなく、ファミリーサポートといます。三条市では、かるがも、地域たすけあいネットワーク、シルバー人材センターが、子どもの迎えをしたり、子育て経験のある方が実施してくださっている事業がありますが、無資格者です。保育所・園で実施している12時間保育の早延長パート職員も無資格ですが、そういった方を対象に6回の講座を開催しています。</p> <p>消防の方から怪我の対応を聞いたり、保育士、保健師から子どもの心理や発達について、医師からは病気等について、子どもを預かる基礎知識を学べる無資格者への講座を開催しています。</p>
橘委員長	先程の犯罪の話は、インターネットで申請するケースでしたが、三条市は顔を見知った方からこの事業が成り立っているという理解でいいのでしょうか。研修も何回か受けるようですね。

久住課長	預ける人も預かる人も登録制になっていてマッチングしています。いつもお願いする場合は指名できるようになっています。
橘委員長	今、思ったのですが、利用者が評価ができるシステムを入れていただきたいと思います。研修を受けたからといって、レベルは一定なのでしょう。家で他の人の目が届かないところで子どもを預かってもらうので、利用者が安心して預けられることが必要です。利用者の声をフィードバックでき、預かる人を評価できると、不安感を解消できるのではないのでしょうか。システムとして取り入れられるかどうかですが。
久住課長	総則の中では、おそらく、この条例に従う保育事業であれば、苦情への対応ですとか、保育所も第三者委員会があり、そこに準ずるのではないかと思います。
橘委員長	私の考えは、第三者委員会というよりも、利用者の声をフィードバックできるシステムです。行政で実施する場合は考えていただきたいと思います。
池浦部長	先程の堀委員さんの御意見の研修についてですが、チラシ等がありますのでお配りいたします。また、利用者の声をフィードバックできるようなシステムですが、利用者本人がいない中で子どもを預けるので、どう評価するかは難しいと思いますが、帰ってきて状況を見たり、子どもから話を聞く中で、利用者の視点が活かせるように、御意見を参考にさせていただきたいと思います。
橘委員長	利用者の評価は、保育を受けた子どもの反応で分かると思いますので。
堀委員	三条市にはこの事業の実施はないが、基準を作るという話でした。待機児童ゼロを目指すために、多様な施設を拡充することになるということだと思いました。気になったことは、保育料の基準はないのか、面積、職員についての基準は出てきますが、料金についてはどうなのでしょう。幼稚園と保育園でも料金が違いますよね。私自身も悩んだ覚えがあります。
久住課長	認可保育所の場合は、国が別立てに基準を設けております。それに従わなければならないというのではなく、国は都会を見据えた保育料の査定基準のため金額が高いので、そこを最高額として、三条市で別立ての基準を設けております。
堀委員	認可保育所はいいのですが、今後、複雑化した施設ができてきた場合に保育料は事業所が勝手に決めていいものなのかどうかを聞かせてください。
久住課長	現在、条例には認可保育所の保育料については載せていません。保育料は時代によって変わる可能性があり、それに対し、条例はなかなか変えられないものなので、条例とは別立てで定めています。待機児童を減らすために、認可保育所をつくるにはハードルが高いですが、先程の家庭的保育事業等を実施する

	<p>ことで、待機児童を減らすということが国の考えです。条例に従って実施することで認可保育所とみなす、という位置付けになるものです。当然、保育料についても認可保育所に準ずるといふことになり、別立てにすると思います。</p>
堀委員	<p>基準はあるということですね。</p>
久住課長	<p>はい。施設によって高額になることがないように、認可保育所とほぼ同様の基準となると思います。</p>
橘委員長	<p>大まかなところは示されるということですね。</p>
久住課長	<p>はい。</p>
清水委員	<p>3ページの事業内保育事業の職員数について、最低2名とありますが、保育士が2人ということですか？</p>
久住課長	<p>はい、例えば、子どもが1人であっても保育士は2人必要ということですよ。</p>
橘委員長	<p>では、進めます。次は(2)について、お願いします。</p>
久住課長	<p>6ページになります。これがいわゆる幼稚園・認可保育所のメインになる基準です。ここでは利用定員について皆さんに御意見いただきたいと思ひます。設備に関する項目は法律に従うため、この条例には入っておりません。この条例は運営についての基準になります。</p> <p>定員の設定について、7ページを御覧ください。今後、新制度で変わるところですが、入ってくる子どもを認定という形で表します。1号認定は保護者が働いているかいないかに関係なく、幼稚園に入る子どもです。2号認定は求職中も含め、保育所に入る基準を満たしている保護者の方です。3号は、2号の中で、0歳から2歳の未満児から入りたい方となります。以前は3歳以上、3歳未満で分かれていましたが、今後は幼稚園も含めた運営基準となることを御理解いただきたいと思ひます。施設の区分が、いろいろな形になります。</p> <p>まず、定員の設定は、小規模が19人までなので、20人以上というのが国の基準となっています。今も20人未満のところはありませんので、この基準のとおりとさせていただきますと思ひます。</p>
橘委員長	<p>国で決められているので、このままでよろしいわけですね。</p> <p>では、進めてください。</p>
久住課長	<p>はい。</p> <p>(3)は児童クラブについてです。放課後児童健全育成事業は、働く保護者の子ども1年生～3年生を、小学校を中心とした児童クラブで過ごすというものです。こちらも設備と運営に関する基準となります。今は国のガイドラインとして職員配置、面積を示している内容を、条例で定めることとなります。</p>

ガイドラインということなので、参酌基準となります。職員は従う基準となります。面積と職員配置が肝心なところなので、9ページで説明させていただきます。

国では、対象児童は小学校に就学している児童としており、6年生までとなります。参酌する基準なので、三条市は施設規模も考え、条例では概ね1年生から3年生までとし、4年生以上は可能な施設で受け入れを行っています。他に市長が必要と認めるものがあります。例えば、障がい等を持っているお子さんは4年生から6年生まで受け入れています。また、学区外の小学校に通っていて、自分で帰ることができない児童は希望により6年生まで受け入れているなど、このような特殊事情のある児童に対して受け入れをしています。

1の施設については、希望者数が多くなり、一ノ木戸児童クラブのように施設の拡充をしています。この事業ができた平成19年度は全体で338人、平成20年度には485人、平成21年度は522人、平成22年度は550人、今は732人となり、7年間で倍以上に推移してきています。子どもが小さい頃は幼児教育もあり、集団の中に入れたいということで保育所・園に入り、小学校に上がれば祖父母や誰かが家にいれば、家で過ごすことができましたが、今は、同居している祖父母であっても働いていたり、共働き、核家族が増えてきたりといういろいろなケースがあり、年々希望者が増えることへの対応が課題となっています。保育所と同じように、量でどのようなニーズがあり、今後どうしていくか、という中で皆さんから御意見いただきたいと思います。そんな中で条例では資料のとおりとさせていただきたいと思います。

2の設備・面積については、1人1.65㎡のスペースが必要となり、今も遵守すべく、人数が多くなった施設は拡充をしています。今後も、遵守に努めなければならない基準にしたいと思います。

3職員数と資格要件は、従わなければならない基準となっています。子どもの安心安全につながるというところです。今も遵守しておりますが、国が名前を示している放課後児童支援員は、保育士、教員等の有資格者、他に放課後児童健全育成事業に従事した経験を有する者、都道府県知事が行う研修を終了した者ということで、今は「児童厚生員〇級」と呼んでおり、経験年数に応じて研修が決まっています。保育所と同じように研修を受けてもらっています。

その他に放課後児童補助員という形を国は示しています。その中で、支援の単位ごとに2名以上、そのうち1名は補助員としてもよいとなっています。支援の単位は一児童クラブの規模のことであり、概ね40人以下とするという、ここが悩ましいところでもあります。今は、ガイドラインでは最大規模70人となっています。例えば、そういう施設は、40人以下になるよう2つに分けて、一つの単位となるように実施するということです。ただし、支援の単位の40人は努力目標となっており、41人で受け入れられないということではありません。理想は学校と同じように1クラス40人の単位で見るのが、集団として一番よいということはわかっています。国は、70人でも1クラスを2クラスに分けて運営してくださいということを示しているのです。私たちも職員の数はそ

	<p>のままにしながら、この基準で努めていきたいと思っております。これが児童クラブの条例の説明になります。</p>
橋委員長	<p>これに関しては、保育士・教員等の有資格者と無資格の放課後児童補助員の比率はどうなっているのでしょうか。あまり子どもを知らない人たちが入ってしまう可能性があるのでしょうか。</p> <p>保育士・教員等の有資格者は子どもについて勉強して、経験が豊富だと思いますが、経験がなく慣れていない人たちもいると思うので、職員の質という部分でどうなっているのでしょうか。補助員の方が多くなるようなことがあるのでしょうか。</p>
久住課長	<p>現在、児童支援員にあたる職員を主任指導員ということで採用しています。月給制で、正職員と同じような研修を受ける期限付任用職員として、公募し、採用しています。この採用基準が保育士・教職員等有資格や社会福祉士などの資格を持っている方、そのほかにも採用の際に何年の経験があるか、県の児童厚生員の研修を受けているか等の基準を定めて、各児童クラブに主任指導員を1人ずつ配置しております。そのほかにも県の研修を受ける、資格のない放課後児童補助員で構成しております。比率は、各児童クラブに1人です。</p>
橋委員長	<p>おおよそ40人に2人がつくということですか。</p>
久住課長	<p>そうです。</p> <p>ただし、ガイドラインの細かい基準に沿って配置しています。</p> <p>今は2年以上経験があつて、児童厚生員2級という指導員の資格を持っているか、保育士・教員等の資格を持っている人を主任指導員、放課後児童支援員としています。もっと細かい基準は条例では定めず、2人以上としています。この基準は守らなければいけないと決められています。</p>
橋委員長	<p>担当する職員の年齢構成は把握しているのでしょうか。私の印象としては、若い職員が少ないのではないかと思っております。</p>
久住課長	<p>はい、少ないと思います。</p>
橋委員長	<p>子どもと遊ぶのは年配の方でもお上手だと思いますが、小学生くらいの年齢だと発達的には、もっと体力的に一緒に遊べる若い職員が必要だと思いますが、そのような工夫はできるのでしょうか。</p>
久住課長	<p>基本的には、保育所ではないので、保育所のように職員と一緒に遊ぶのではなく、自分たちで仲間と遊ぶように職員が持っていくことが必要だと思います。</p>
橋委員長	<p>おっしゃることはよくわかるのですが、例えば、ルールばかりでやってしまうと、子ども同士につながりが生まれにくいと思います。若い方がどの程度</p>

	<p>入ってくるかによって、子どものつながり方が違ってくると思うのですが、小学校の先生方の御意見をお伺いしたのですが、いかがでしょうか。もう少し若い人が入れるような工夫をしてほしいと思います。</p>
<p>久住課長</p>	<p>この仕事の勤務時間帯が午後から夜7時までのパート的な時間となっております。そうしますと、若い人がこの仕事で食べていくのはとても厳しいと思います。しかし、最近是有資格者で学校の教員ではなく児童クラブの主任指導員になりたいということで、30代や40代くらいの方が面接に来ています。ただ、パートの職員は、自分の子育てが終わった30代後半以降の職員が入ってきているという状態です。</p>
<p>小嶋委員</p>	<p>児童クラブの様子をみていると、若い職員もいますが、年配の職員の方が子ども達を見守っている感じで、勉強の様子をみたり、遊んだり、注意したり、何かあったら駆けつけられる状態で、以外と和やかな雰囲気で行っており、子育ての経験がある職員も必要だと感じています。若い人には若い人の良さがあり、年配の人には年配の人なりの経験に基づいた良さがあり、いい状態だと思っています。</p> <p>児童クラブは三条・栄・下田地域によって児童クラブに入る児童数が違います。地域によっては、祖父母が見てくれることが多い地域等があると思います。嵐南小学校のように三校が一緒になった場合、夏休み等の長期休み期間は、仕事前の送迎等が緩和されるように、もっと近くに児童クラブがあるとよいと思います。</p> <p>また、児童クラブの早朝・延長等の料金はどうなっているのでしょうか。ひと月どのくらいの費用がかかるのでしょうか。</p>
<p>久住課長</p>	<p>児童クラブにつきましては、規則の中で1か月4,000円と決まっています。これは何時間預けても4,000円で、15日以内であれば半額という基準もあります。</p>
<p>池浦部長</p>	<p>嵐南小学校の件につきましては、私どもも課題として認識させていただいております。児童クラブと違う形になるかもしれませんが、新たに南小学校がリニューアルされる中で、児童クラブ的なものをその中に残していきたいと考え、児童クラブをどうするかということを引き続き検討させていただきたいと思っております。</p>
<p>小嶋委員</p>	<p>南小学校があれだけ空いておりますので、有効的に使われるようお願いいたします。</p>
<p>池浦部長</p>	<p>南小学校については、ある程度制度設計ができておりまして、そこで児童館のようなものから実施していこうということが今の構想です。それを含めて、他にも構想が、いろいろと準備しておりますので、御了承いただければと思います。</p>

久住課長	<p>児童クラブと子どもが自由に遊べる場所は少し違っていて、児童クラブについてはできるだけ校内に設置しようと思っております。というのは、児童クラブは学校と連携をとる必要があり、校内の方が安心だという保護者の希望もあるため、できるだけ校内にある方がよいと考えています。この方が安全・安心であると考えており、一度帰宅した児童が遊べる場所が地域にあるといいというのは、別の話ではないかということで、話を進めているところです。</p>
橋委員長	<p>わかりました。</p>
宮島委員	<p>三条市の児童クラブは小学校3年生までが通っていますが、それ以上の学年の子どもの長期休みの期間に限り通うことは可能でしょうか。</p>
久住課長	<p>小学校5年生・6年生の保護者の願いと子どもとのギャップがあると思っております。6年生の育ちを考えたときに、親は児童クラブに入りたいが子どもにとってはいろいろな問題があります。高学年の子どもにとっては、もっと自由が欲しいのではないかとこのころで、1つの部屋でみるという難しさを、実感しています。</p> <p>ただし、小学校4年生の子どもが1人で留守番ができるのかというと、親も子どもも不安があると思います。子どもの成長の中でできることやできないことには個人差があり、その幅が大きくなるのが小学校4年生だと思います。平成19年ごろは児童クラブで小学校4年生を受け入れていた時期があり、その時期を見てみると、親は児童クラブに入りたいが子どもが嫌がり、後半になってくると辞めていく子どもが多いという実感がありました。できれば小学4年生も預かることができればいいと思いますが、今の規模で小学4年生を預かるのは、場所等の問題があると思います。</p>
宮島委員	<p>普段は、夕方下校してから親が帰宅するまで3時間ほどなので、どうにかなるだろうとは思いますが、夏休みの場合、朝方、親が出かけて戻ってくるまでの間に1人で留守番させるのは、やはり不安です。仲間同士で悪いことをしていないか等の心配があります。仕事を切り上げてスーパーに行くと、子ども達が集まって騒いでゲームをしている等、その状況を見ると、夏休みに子どもだけで家においておくのは、不安が大きいです。ですから、半日や午前中だけでも面倒を見てくれる大人の居るところに通わせられる、預けられる場所があれば、すごく安心して仕事ができます。この点について、南小学校の跡地等に通える場所ができれば、ありがたいなと思うのですがいかがでしょうか。</p>
久住課長	<p>児童クラブは低学年向けにできています。小学校4年生・5年生の子ども達が通うとなった場合、もう少し自由で、自分で歩いていける場所が必要です。例えば地域の集会場や公民館等に子どもを見守ってくれる大人が居て、そこを子どもの居場所として利用できるようなやり方が理想です。今は、親と子どもにとって、安心安全な居場所がそれぞれの地域にないということが大きな課題です。児童クラブに通っている子どもも、通っていない子どもも利用できるような居場所づくりが課題だと思っております。児童クラブとは違う形で、今後</p>

	の計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。
小嶋委員	地域を利用すればいいと思います。放課後子ども教室等を見ていると、高学年の子どもは少ないのが現状でした。市でできないものは、地域を利用して、地域で連携をして、高齢者と子ども達がお互いに交流できるような居場所づくりをしてほしいと思います。地域の人々が子ども達に関わっていくという姿勢が必要だと思います。
久住課長	今後、児童クラブの状況によって改正することは可能な条例なので、今現在はこの基準で行わせていただきたいと思います。
橘委員長	これらの創意工夫の余地があるということですね。
久住課長	そういうことです。
野田委員	支援の単位は、概ね 40 人以下とする国の基準がある中で、大崎地区の現状を見てみると、40 人以下にしてしまうと、子ども達が溢れ返ってしまうという状態です。ガイドラインでは 70 人のところを、三条市としては 40 人以下を努力目標とするということは、倍近い人数ではあるけれども現状維持をしていく考えと受け止めてよろしいのでしょうか。
久住課長	最大 70 人入るということですが、それを 2 クラスに分けるような職員の配置をする等の工夫をしてこの基準に近づけていく努力をしようと考えております。
野田委員	そうしますと、事業の質を確保することが大事だと思いますが、この基準に近づけていくために単位を分けるということは、それだけ職員数を増やすことなのでしょうか。
久住課長	場所を分けないので、それを今後どのように実現するのかを考えていく必要があると思っております。
野田委員	午後からの勤務ということで、人材確保が難しいというお話がありましたが、人材確保と人数の割合についてどのようにお考えでしょうか。
久住課長	三条市なりの支援の単位を、基準に近づけていく努力をしていくべきだと考えております。
橘委員長	特別な研修を受けなくても、ボランティア等の子どもと一緒に居てくれる人たちではダメなのでしょうか。
久住課長	募集してもあまり応募がないのが現状です。午後 7 時までのローテーションで長時間働くということと、女性が多いということで、ぎりぎりの人数で行っ

	<p>ております。</p>
橘委員長	<p>今の条例で動き始めて、不都合があればその時考えるということになるのでしょうか。</p>
久住課長	<p>この基準に近づけていくように努めてまいりたいと思います。</p>
橘委員長	<p>次は、保育の必要性の認定に関する基準を定める規則です。</p>
久住課長	<p>これが最後になりまして、条例ではなく規則ですので、柔軟性がありすぐに変えられるということで、保育の必要性の事由は規則でもよいとなっており、社会情勢等が変わったときのために規則で定めたいと思っております。規則であっても従わなければいけない基準と言うものが多いところでもあります。</p> <p>まずは、保育の必要性の事由についてです。どのような場合に子どもを預けることができるのかという基準になります。就業だけではなく、求職活動や就学等の事由によっても預けられるという基準です。国から示されている 10 項目の基準については、三条市はすでに市の基準としております。</p> <p>次に、保育必要量は時間です。保育短時間と書いてあるのが、私たちが通常保育といっている 8 時間保育です。これは、今とまったく変わりません。そこに前後延長して 11 時間としているのが国の基準となっておりますが、三条市では 12 時間として行っておりますので、このままの基準とさせていただきたいと思っております。</p> <p>次は 12 ページの就労時間の下限です。最低このくらいの時間働いている人の子どもが保育所に入ることができる、という基準を考慮して市町村が定めることとなります。最低基準が 48 時間から 64 時間までの範囲で基準を設けてはどうかということを国は示していますが、三条市では下限を設けておりません。求職活動でもよい、パートでもよいと定めております。そのため、ここは時間の基準は設けず、就労の有無のみで定めたいと思っております。</p> <p>優先利用については、従わなければいけない基準となっております。今もこの優先順位で行っております。様々な家庭の事情がありまして、保育所に預けなければいけない優先度というものを、国の基準に基づいてやっていきたいと思っております。説明は以上です。</p>
橘委員長	<p>この順番が優先の順番なのでしょうか。</p>
久住課長	<p>そういうことではございません。</p> <p>これは順番ではなく項目です。このような方々を考慮して、順番を決めるという優先項目です。</p>
小嶋委員	<p>今、保育園では早朝・延長が多いと思いますが、どれくらいの割合なのでしょうか。</p>

久住課長	60%以上になっております。
小嶋委員	時間は何時からですか。
久住課長	朝の7時から夜7時です。
石黒副委員長	幼稚園でも朝の預かり保育があります。午後2時半のお帰りのあとに預かり保育を行っておりますが、ほぼ毎日利用される方もいらっしゃいます。夏休み中も希望があれば預かり保育を行っている状況です。市内7つの幼稚園では、それが普通になっております。
久住課長	幼稚園も就業している保護者が増えているのが現状です。
石黒副委員長	子育て支援ということで行っております。
久住課長	一番悩ましいのは、夜間や休日の保育の希望が保護者にはあると思いますが、充実すればするほど、親から子どもを離すという意味では、問題があると思います。なので、土曜日は保育を行っていても、保育所が開いているから来なければいけないということではないので、仕事がある方が希望して預けられることにして、仕事がお休みのときはできるだけ家庭で子どもの面倒を見てくださいねということで、私と保育所長の両名で手紙を出させていただいております。家庭における保育時間を充実してほしいという働きかけをしております。
橘委員長	『(仮称) 新すまいる子どもプラン』についての説明をお願いします。
久住課長	資料2をご覧ください。前回、10項目の成果指標に対して、未達成がほとんどでしたという御説明をさせていただいたところです。どうして未達成だったのか、どんなところが今求められているのかを示して欲しいという御要望をいただきました。そこで、少し詳しい分析をさせていただきました。 現状と分析から出た課題を、皆さんの基礎資料になると思いますので、示させていただきます。 まず、合計特出生率は目標値以上になったところではありますが、希望出生率は1.8となっております。この希望出生率は、国の調査で子どもを生み育てたい人の希望が叶った場合の出生率です。この数値には及ばないというところで、目指すべき数字だと思っております。 次に、子育てに不安を感じている人の割合ですけれども、若干上がったところでもあります。実際にどのような悩みがあるのかの内訳を示しております。nというのは何人中の数値(分母)ということです。 やはり、子どものしつけや子育てに自信が持てないといった育児不安を抱えている方が多い、特に就学前の子どもが小さいときに多く、8割を超えている

ことがここからわかります。このアンケートの9割は母親が回答しております。ここから、非常に子育てについて不安を抱え、孤独な子育てになってきていることがうかがえます。このような子育てにならないように支援していく必要があるというところが考えられると思っております。

子どもや子育てに関する悩みは、年齢が上がってくるにつれて、違ってくると思います。例えば、学力や仲間の関係作りが不安になってきたりもしますし、就学前ですと実際の発達状況がどうなのかという不安が多いようです。

自分のことについては、しつけがうまくいかない、子どもとの関係がうまくいかない、特に母親は子どもと接している時間が長いので、こうした悩みがうかがえます。

地域のことについては、地域の中で少子化が進み、親自信がどうやって仲間作りができるかということや仲間作りをする機会が少ないという悩みが多かったです。

子育て環境全体の中では、屋内・屋外ともに安心して子どもを遊ばせるところが少ないという意見が多くありました。これは最後の子どもがいきいきしていないという部分にもつながってくるような悩みがありました。

また、中学生のお子さんを持つ方は、通学路に関する心配が多いようでした。

子育てに関して気軽に相談できる人がいる割合については、増えております。「相談できる人がいない方は、市へ相談してください。」と常々言っておりますが、私たちもこの部分をさらに充実させていく、また、生まれたときからの支援を子育て支援課と子どもの育ちサポートセンターが連携してやっておりますので、そこの強みを活かした相談体制をもう少しやっていく必要があると実感したところです。

次に、子育ての負担についてです。

この項目については、やはり子どもが小さい頃の親の心身の疲れが多くなっております。これは、アンケートを母親が回答しているため、子育ての負担がまだまだ母親にかかっているということがうかがえます。

小・中学生になると、経済的な負担を感じているという回答が多かったです。

幸せを感じている割合については、9割の方が負担は多いけど幸せを感じているという回答が多かったです。

父親が育児に参加している割合については、約70%となっております。私たちとしてもすまいる子どもプランのときから新規事業として、父子手帳を作ったりしてきましたが、その時丁度、世の中では「イクメン」という言葉が聞かれる時期と重なった時でした。そうした動きがあったにも関わらずあまり数値が伸びませんでした。

7番・8番が非常にリンクしているところで、子育てと仕事が両立できていると思う人の割合が下がり、保育サービスが充実していると思う人の割合も下

がったというところです。3歳未満の子どもの受け入れについて、4月1日ではどうにか受け入れができるのですが、育児休業が明けて、年度途中で保育所に入りたいといっても、今はすぐに入所できない状況です。来年まで待ってくださいという状況があるというところが原因だと思われます。児童クラブも同様です。

また、病児・病後児の保育もまだ三条市では行われてないというところがあります。今はインフルエンザ等のいろんな感染症があり、長期の休みが仕事でとれないときに病児・病後児の保育の要望があるというところで、両立支援を進めていかなければいけないということが見えてきます。

そして、3年前と比べて三条市が子育てしやすいまちになったと思う割合で、なっていないと思った理由を見てみると、保育所や幼稚園にかかる費用であったり、医療費の助成があったり、経済的負担があるため、もう少し子育てにかかる負担が少なければよいということが多くありました。特に、乳幼児期にはそのような要望が多くなると思います。

加えて、救急救命センターが急がれているところでありますが、夜間や休日に子どもが医療機関にかかることができる体制について、就学前の保護者から要望が多くありました。

また、安心して子どもが遊べる場所を地域の中で、子ども達が歩いていける距離にないという意見がありました。

あと、この5年間、すまいるランドや子育て支援センターや幼稚園等でもいつでも遊びに来てくださいということで遊び場を開放して、遊び場を充実させてきたところではありますが、もっと子連れで楽しく遊べる場所がほしいという要望が多くありました。そうしますと、全ての地域で全てを網羅したものを拡充してほしいということがここから読み取れます。

最後に、子ども達がどのように生きていけるかという部分です。これは私たちの支援の目的でもあります。子育て家庭を支援するということは、子育て家庭が子どもを育てやすくするために、私たちは支援をすることだと思います。ここでは、やはり安全に遊べる公園が少ない。これについては、安全に遊べる公園があっても実際に遊ぶのかというところも問題があります。というのは、私たちが子どもの頃は家にいても何もなく、暇だからどこかに遊びに行くという時代でしたが、今の時代は家の中で遊ぶ環境が整っており、暇になることがないため、子どもたちが外で遊ぶことが少ないのではないかと考えております。やはりここで子どもがいきいきしていないと思う保護者のほとんどから、外で遊ぶ姿が見られない、挨拶する子もいないという意見が多くありました。子ども達に対して、外に出て関わって遊ぶことの楽しさを伝える環境の整備を、今後盛り込みたいと思っておりますので、皆さんからいろいろな御意見をいただきたいと思っております。このようなことを念頭におきながら、次の課題を進めてまいりますので、また御議論の程よろしくお願いたします。

橘委員長

今日はこの分析の結果のご説明でよろしいということでしょうか。

久住課長	はい。
橘委員長	気づくところは、なしでよろしいでしょうか。
清水委員	子育て支援課の仕事ではないかもしれないのですが、私は実家のある東京からこちらへ引っ越してきて、こちらは車社会じゃないですか。地方に来ると車のマナーが悪い。ウインカーを出さなかったり、横断歩道で止まらなかったり、運転する方が優先されていて、歩行者が優先ではなくなっているというところがすごくあるなと感じています。
石黒副委員長	スクールバスの運転手が安全運転管理者講習に出ると、新潟県の方はそういった傾向がありますと教えてもらいました。
清水委員	東京にいた頃にはありえない運転をしている人がたくさんいて、携帯をしながら運転している人もたくさんいて、警察も取締りを徹底していないと思います。こういったことも、子どもを外に出したくない要因の1つではないかと思えます。
石黒副委員長	白百合幼稚園のバスの運転手もバスに白百合幼稚園と書いてあるのに、後ろから煽られたりします。もちろん、幼稚園としては子どもを預かっているので、安全運転を心がけていますが。
久住課長	不審者等だけではなく、道路事情だとかも子育てに関わっているということですね。
橘委員長	他の方、ありますでしょうか。
近藤委員	<p>夏休みに私たちの団体では、小学生を集めて遊ぼうということで、育成センターのプレールームを使って、午前中遊びにおいでという企画を実施したことがあります。しかし、子ども達はゲーム機を持ってくることが多いので、遊びはやはりゲームで、遊ぶことができる広いスペースがあるのに使わない状態でした。遊ぼうと声をかけてみたのですが、それがうざったいようで、高学年の子どもは、大人が管理しているところで何かをするということが面倒くさくなってしまっているようでした。</p> <p>児童館を卒業した高学年の子どもの居場所を作ったところで、持っていくのはゲーム機で、外でも涼しいところでゲームをしており、ゲームをする場所があれば子ども達はどこでも良いようです。サッカーをしたり野球をしたりする場所がないからなのか、それともそれ以上にゲームが魅力的なのかかわからないのですが、要はゲームがしたいのです。</p> <p>親の希望と子どものやりたいことは全く違って、家でゲームをすると親から怒られるので、スーパーでやるとか、どこか親の见えないところでゲームをしている現状があると思います。</p> <p>私たちも、どうやって子ども達を外へ出そうか計画を立てたのですが、非常</p>

	に難しいです。余程のイベントをしないと、子どもを外で遊ばせるのは難しいと思います。
橘委員長	<p>三条のイベントで、お父さんとラーメンを作るイベントをやっていましたよね。このようなイベントがあれば、ゲーム機から離れられるのではないのでしょうか。</p> <p>また、これは子どもの問題ではなくて、親の問題ではないでしょうか。お母さんが授乳しながら携帯をいじっている光景を目にします。大人の社会の問題が子どもに反映しているので、大人の意識をどう変えられるかということだと思います。ラーメン屋さんにきた親子を見ていると、家族全員が携帯をいじっていました。これらのことから、子どもだけではなく、根本的な問題があるのではないのでしょうか。</p>
久住課長	<p>屋内でゲームをする子どもに、環境を与えるのではなく、仕掛けをしても外に出てこないというなかなか難しい現状があります。子どもの居場所がほしい、外で遊んでほしいという保護者の希望は理解できます。</p>
橘委員長	<p>逆に、希望通りにならないこともあることを客観的に言わないといけないですね。</p>
久住課長	<p>建物が古くなり児童館がなくなるときに、保護者からは自由に遊べる場所がなくなるのは困るという御意見をいただきました。児童館に遊びに来てほしいということになっていても、児童館は地域の方に見守ってもらう場所ではなく、職員がいて規制がたくさんあるので、子ども達はほとんど遊びに来ず、低学年の子どもが1日2人ぐらいしか来館しないような状態がありました。</p>
橘委員長	<p>子どもの意識と親の意識が非常に乖離しているのですよね。</p>
久住課長	<p>はい。</p>
小嶋委員	<p>私も孫が夏休みに来たときは、ゲームの時間を制限したりします。やはり周りが注意しないとだめですね。そういうところに来たらゲームでない違う遊びをするという風に教えないとだめだと思います。やはり家庭でも注意すべきことだと思います。</p>
橘委員長	<p>そろそろ時間がまいりましたので、これで終わらせていただきます。</p>
久住課長	<p>次回は9月26日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>